（児童手当の額の改定の請求及び届出）

第二条　［略］

2　前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる児童に係る前条第二項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる書類を添えなければならない。

3　［略］

4　前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所等児童に係る前条第四項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第三条　一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童が三歳以上小学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

［二～四　略］

2　施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童が三歳以上の施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二　［略］

（現況の届出）

第四条　［略］

2　［略］

3　市町村長は、第一項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によつて確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

4・5　［略］

（氏名変更等の届出）

第五条　一般受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

一　氏名（法人にあつては、その名称）を変更したとき

二　支給要件児童のうちに氏名を変更した児童があるとき

（児童手当の額の改定の請求及び届出）

第二条　［同上］

2　前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる児童に係る前条第二項第一号から第七号までに掲げる書類を添えなければならない。

3　［同上］

4　前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所等児童に係る前条第四項第一号に掲げる書類を添えなければならない。

第三条　一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をいう。）が三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

［二～四　同上］

2　施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。）が三歳以上の施設入所等児童（同号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

二　［同上］

（現況の届出）

第四条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3・4　［同上］

（氏名変更等の届出）

第五条　一般受給者は、氏名（法人にあつては、その名称）を変更したとき、又は支給要件児童のうちに氏名を変更した児童があるときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］